

議案第48号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

《変更の趣旨》

令和6年度から「森林環境税」（国税）を市町村が徴収することとなったことを受け、徳島県市町村総合事務組合で共同処理している地方税等の徴収事務の対象税目に「森林環境税」を追加するもの。

徳島県市町村総合事務組合規約（昭和54年県指令地方第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる地方公共団体の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(20)（略）</p> <p>(21) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく市町村税及び個人県民税_____並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「市町村税等」という。)に係る滞納事案のうち、別表第1に掲げる組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る市町村税等の徴収及び滞納処分並びにこれに関連する事務及び滞納処分の執行停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務並びに関係市町村の職員に対する滞納整理に関する特別研修事務に関すること</p>	<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる地方公共団体の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(20)（略）</p> <p>(21) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく市町村税及び個人県民税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づく森林環境税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「市町村税等」という。)に係る滞納事案のうち、別表第1に掲げる組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る市町村税等の徴収及び滞納処分並びにこれに関連する事務及び滞納処分の執行停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務並びに関係市町村の職員に対する滞納整理に関する特別研修事務に関すること</p>	<p>追加</p>